

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町長は「火災に関する警報（以下「火災警報」という）」を発することができ、町内に在る者は火の使用制限に従わなければならない。本件条例改正ではこの火災警報のうち、林野火災予防を目的として発令するもの（以下「林野火災警報」という）については火の使用制限の対象となる区域等を町長が指定できることとするほか、林野火災警報発令の前段階に位置付けられる注意報を「林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という）」として新たに定める。

2 火災警報、林野火災警報、林野火災注意報の比較

	火災警報		
		【新規】林野火災警報	【新規】林野火災注意報
発令時の制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林、原野において火入れをしないこと ・ 煙火を消費しないこと ・ 屋外において火遊びやたき火をしないこと ・ 屋外において可燃物の附近での喫煙をしないこと ・ 山林、原野等のうち、町長が指定した区域での喫煙をしないこと ・ 残火、取灰等を始末すること 		
制限事項に従う義務	従わなければならない	従わなければならない	従うよう努めなければならない
制限区域指定	町の全域	町長が指定することができる	

3 その他の改正事項

- ・ 火災予防条例第29条の「火災に関する警報」は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にする。
- ・ 火災警報の発令中の火の使用制限から、「屋内において裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じること。」を削る。
- ・ 火災予防条例第45条の「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」にたき火が含まれることを明確にする。また、その届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。